

福井県丹南広域組合の公印に関する規程

平成 2年10月 1日訓令第2号
 改正 平成 3年 3月27日訓令第4号
 改正 平成11年 4月 1日訓令第2号
 改正 平成17年 3月29日訓令第1号
 改正 平成17年 8月24日訓令第2号
 改正 平成19年 3月29日訓令第1号
 改正 平成19年 4月 1日訓令第3号

(趣旨)

第1条 福井県丹南広域組合の公印については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(公印の種類および保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者（以下「公印保管者」という。）は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

公印の種類	使用範囲	公印保管者	個数
組合印	一般文書用	総務課長	1
管理者印	一般文書用	総務課長	1
管理者印(賞状用)	表彰状用	総務課長	1
管理者職務代理者印	一般文書用	総務課長	1
事務局長印	一般文書用	総務課長	1
総務課長印	一般文書用	総務課長	1
地域情報課長印	一般文書用	地域情報課長	1
審査課長印	一般文書用	審査課長	1
会計管理者印	出納事務用	総務課長	1
丹南青少年愛護センター所長印	一般文書用	総務課長	1
丹南青少年愛護センター南越支所長印	一般文書用	南越支所長	1
丹南青少年愛護センター鯖丹支所長印	一般文書用	鯖丹支所長	1
丹南青少年愛護センター越前市分室長印	一般文書用	分室長補佐	1
丹南青少年愛護センター鯖江分室長印	一般文書用	分室長補佐	1
丹南青少年愛護センター池田分室長印	一般文書用	分室長補佐	1
丹南青少年愛護センター南越前分室長印	一般文書用	分室長補佐	1
丹南青少年愛護センター越前分室長印	一般文書用	分室長補佐	1

(公印のひな形および寸法)

第3条 公印のひな形および寸法は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に公印保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製、改刻および廃止の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製し、改刻しまたは廃止する必要があると認めた場合には、公印調製(改刻)(廃止)申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(公印の告示)

第6条 管理者は、公印を調製し、改刻し、または廃止したときは、公印の種類、用途および印影ならびに使用の開始または廃止の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 総務課長は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を呈示し、その承認を受けなければならない。

(公印の刷込み)

第10条 公印は特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては刷込みの都度当該公印保管者を経て管理者に公印刷込み承認願(様式第4号)を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、公印保管者が保管するものとする。

(旧公印の保存及び廃棄)

第11条 総務課長は、改刻し、又は廃止したため不要となった公印を次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、裁断、焼却等の方法により廃棄するものとする。

(1) 組合印、管理者印及び管理者職務代理者印

改刻又は廃止の日から10年

(2) 前号以外の公印 改刻又は廃止の日から5年

附 則

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年訓令第4号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第2号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第1号）

この規程は、平成17年3月29日から施行する。

附 則（平成17年訓令第2号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表 公印のひな形および寸法

組合印		管理者印		管理者印 (賞状用)	
↑ 3.0cm ↓	福井県 丹南広域 組合之印	↑ 2.4cm ↓	福井県 丹南広域 組合管理 者之印	↑ 3.6cm ↓	福井県 丹南広域 組合管理 者之印
← 3.0cm →		← 2.4cm →		← 3.6cm →	
管理者職務 代理者印		事務局長印		総務課長印	
↑ 2.1cm ↓	福井県丹南 広域組合管 理者職務代 理者之印	↑ 2.1cm ↓	福井県 丹南広域 組合事務 局長之印	↑ 2.1cm ↓	福井県丹 南広域組 合総務課 長之印
← 2.4cm →		← 3.6cm →		← 2.1cm →	
地域情報課長印		審査課長印		会計管理者印	
↑ 2.1cm ↓	福井県丹南 広域組合 地域情報 課長之印	↑ 2.1cm ↓	福井県 丹南広域 組合審査 課長之印	↑ 2.1cm ↓	福井県 丹南広域 組合会計 管理者之印
← 2.1cm →		← 2.1cm →		← 2.1cm →	
丹南青少年愛護 センター所長印		丹南青少年 愛護センター 南越支所長印		丹南青少年 愛護センター 鯖丹支所長印	
↑ 2.1cm ↓	丹南青 少年愛護 センター 所長之印	↑ 2.1cm ↓	丹南青少年 愛護セン ター南越 支所長之印	↑ 2.1cm ↓	丹南青少年 愛護セン ター鯖丹 支所長之印
← 2.1cm →		← 2.1cm →		← 2.1cm →	
丹南青少年 愛護センター 越前市分室長印		丹南青少年 愛護セン ター鯖江 分室長印		丹南青少年 愛護セン ター池田 分室長印	
↑ 2.1cm ↓	丹南青少年 愛護セン ター越前市 分室長之印	↑ 2.1cm ↓	丹南青少年 愛護セン ター鯖江 分室長之印	↑ 2.1cm ↓	丹南青少年 愛護セン ター池田 分室長之印
← 2.1cm →		← 2.1cm →		← 2.1cm →	

丹南青少年
愛護センター
南越前分室長印

↑	丹南青少年
2.1cm	愛護セン ター南越前
↓	分室長之印
← 2.1cm →	

丹南青少年
愛護センター
越前分室長印

↑	丹南青少年
2.1cm	愛護セン ター越前
↓	分室長之印
← 2.1cm →	

様式第1号

公印の調製（改刻、廃止）申請書

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 殿

公印保管者 印

下記のとおり公印の について申請します。

記

1 理由	調製（改刻、廃止）
2 書体寸法	
3 公印名	
4 使用開始 廃止期日	
5 印影	

公印台帳

公印名		書体
		寸法
使用開始	年 月 日	廃止 年 月 日
		理由 磨滅 職制変更 その他
用途		
	年 月 日から 年 月 日まで	印影
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
摘要		年 月 日押印

様式第3号

公印事故届

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 殿

公印保管者 印

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1 事故のあった公印名	
2 事故の内容	
3 事故の後における 処理のてん末	
4 その他必要な事項	

様式第 4 号

公印刷込み承認願

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 殿

公印保管者 印

下記のとおり公印を使用したいのでご承認願います。

記

証票等の名称		刷込み枚数	
公印の種類		寸法 (ミリメートル)	
公印刷込みを 必要とする理由		備考	